2024年7月15日
NO. 2,374
燕民主商工会
〒959-1242 燕市日之出町186-2
TEL 0256-62-3836
FAX 0256-64-4509

業務案内
税金・金融・経営相談　合同法律事務所
社会保険・労働保険　中央法律事務所
建設業等各種許可申請　合同経理事務所
燕民商労働保険事務組合　総合生協
営業と生活相談所　燕民商共済会

税務調査についての10の心得

みんなの知恵と経験を出し合って、不当な税務調査を許さない活動を強めましょう

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身に付けよう

1 自主申告は権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利です（国税通則法16条）

2 相手の身分確認を

税務署員の身分証明書（写真付）・質問検査章を出させて相手の身分を確かめること（国税通則法74条13）

3 事前通知を励行させよう

事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確かめること（国税通則法74条9、憲法13条・31条）。「調査理由を開示すること」（第72回国会で藤原採択・1974年6月3日）

4 調査日時の変更は可能

事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます（国税通則法74条9、憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針）

5 承諾なしの反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限って行う」（国税庁の税務運営方針）

6 信頼できる立会人を

納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですすめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」（青色裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定）
質問応答記録書の作成は断る

7 調査は目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」（憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針）

8 承諾なしの立ち入りは違法

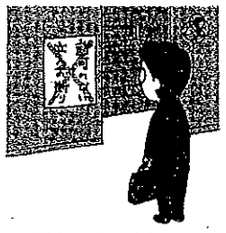

納税者の承諾なしに工場や店内に入ることは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」（憲法35条・住居の不可侵）

9 勝手な取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法（北村人権裁判・大阪高裁判決、1998年3月19日に確定）。また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと。調査記録を開示させ恣意的な調査をやめさせる

10 サインは命

サインは命。税務署員に求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類（質問応答記録書など）でもその場ですぐサインせず、よく考えてからにすること（公務員の税権乱用罪・刑法193条）

増加傾向にある税務調査に注意しましょう！

新型コロナ感染が落ち着きを見せている中で、各地で税務署による調査が増加しているとの報告が寄せられています。あらためて、「調査の心得」を紹介します。

「個人事業主と定額減税」 6年分所得税確定申告書案を公表

国税庁は、このほど定額減税の実施に伴う「6年分特別税額控除額」を記入する欄を新たに設けた申告書案を公表しました。この申告書案は、7年1月以降に使用が可能になるとしています。

あの声・この声 ふぶやき

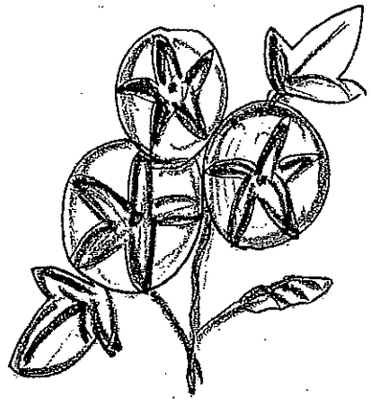

☆真夜中に目がさめて、昔の事思い出し悔いたり、悩んだり、泣いたりするのは年をとった証拠です。。。

☆東京の小池都知事は、議会や記者会見で都合の悪い質問には答えようとしません。

☆今日は「好き好き愛してる」と言ってても、明日には殺すという世の中です…。

☆青大将（ヘビ）は木に登りますが、しまヘビは登れないそうです。ツバメをおそうのは青大将なんです、てね。（へえ～）

☆カラスや、ヘビ（ネズミ）をいじめると仕返しされるから駄目だよ。男と女もそうですよ、生き物ってこわいのです！

☆工場はとても暑いです。クーラーが何よりもご馳走です。

☆ご近所さんとは「暑い・寒い」と言ってれば付き合いが成立するものです。

☆早朝5時に散歩していますが、突然カラス数羽の攻撃にあい、頭数カ所ひっかかれました。翌日からはコースも変えましたが、「僕はカラスに何もしてません」カラスって5年は忘れないという執念深さだそうです。

☆新紙幣の両替機に関る仕事をしている工場は、とても忙しいです。
・三条新聞が値上げして辞めたいところだけどおくやみ欄だけは外せないのよ才。

☆医者に「家で酒を飲むな」と言われたので外で飲む事にします。

P. 001/001
▲FAX番号 0256-64-4509
燕民主商工会
2024/07/10/水 07:51